

## 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市が設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下「市立小学校」という。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下「市立中学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択の手続に関して必要な事項を定めることにより、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択における公正の確保及び透明性（教科用図書の採択について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 教育委員会は、教科用図書の採択を行うときは、当該採択を行う年度の初日までに当該採択に係る採択期間（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項に規定する採択期間をいう。）における教科用図書の採択に係る基本方針を定めなければならない。

2 教育委員会は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (答申等の尊重)

第3条 教育委員会は、前条第1項の基本方針にのっとり、教科用図書の採択を行わなければならない。この場合においては、次条第6項及び第6条に規定する意見を十分に尊重するものとする。

### (教科用図書の見本に係る展示会の開催)

第4条 教育委員会は、教科用図書の見本に係る展示会（以下この条において単に「展示会」という。）を開催しなければならない。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第2項の規定により教科用図書の採択を行うときは、この限りでない。

2 展示会は、教科用図書の採択を行う年度の6月1日から7月31日までの間において教育委員会が定める期間、行うものとする。

3 前項の期間は、14日以上でなければならない。

4 展示会は、一般にこれを公開するものとする。

5 教育委員会は、第2項に規定する期間の初日の14日前までに、展示会を開催する期間、場所その他の事項について、市のホームページへの掲載その他の方法により市民に周知させなければならない。

6 教育委員会は、展示会において、教科用図書の見本についての意見を徴取するものとする。

### (選定委員会の設置等)

第5条 教育委員会は、教科用図書の採択を行うときは、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会（以下単に「選定委員会」という。）を置かななければならない。

2 選定委員会は、この条例によりその権限に属させられた事項の処理を終了したときは、解散する。

(所掌事務)

第6条 選定委員会は、教科用図書の採択に関する事項を調査審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第7条 選定委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 教育に関する学識経験を有する者

(2) 市立小学校又は市立中学校の校長

(3) 市立小学校に在学する児童又は市立中学校に在学する生徒の保護者を代表する者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(補欠委員の任期)

第8条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 選定委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

6 選定委員会は、会議の終了後、遅滞なく、選定委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを教育委員会に提出しなければならない。

(調査員)

第11条 選定委員会に、教科用図書に係る専門の事項の調査研究を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育及び教科指導に関する専門の知識を有する市立小学校又は市立中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、選定委員会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。

4 調査員は、選定委員会が必要があると認めるときは、選定委員会の会議に出席し、その者の任命に係る専門の事項について説明しなければならない。

5 調査員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第12条 委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(選定委員会への委任)

第14条 第5条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(教科用図書の採択に関する事項の公表)

第15条 教育委員会は、教科用図書の採択をしたときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 教科用図書の採択に係る結果
- (2) 教科用図書を採択した理由
- (3) 教育委員会の教科用図書の採択に係る会議の議事録
- (4) 選定委員会の委員及び調査員の氏名
- (5) 選定委員会の教科用図書の採択に関する意見
- (6) 選定委員会の会議の議事録
- (7) 調査員の調査結果に関する資料

(教育委員会規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(和歌山市立小中学校教科用図書選定委員会条例の廃止)

2 和歌山市立小中学校教科用図書選定委員会条例(平成26年条例第40号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成27年度に教育委員会が行う教科用図書の採択については、第2条第1項中「当該採択を行う年度の初日」とあるのは、「平成27年4月30日」とする。

附 則(平成29年3月24日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。